

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りについて

平成29年2月24日
税務課

1 事案の経緯および概要

後期高齢者医療保険料の算定は、国から提供されている電算処理システム（標準システム）を使い鳥取県後期高齢者医療広域連合が行っている。12月27日付厚生労働省からの通知により、平成20年の後期高齢者医療制度発足以来、標準システムの設定に誤りがあったことが判明した。世帯主又は本人が青色申告を行っている被保険者のうち一部の方（下記 ※）について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われていた。

国民健康保険税についても、市町村ごとのシステムにより同様の軽減判定が行われることから、調査を行ったところ、誤りがあることが確認された。

※ 該当となるのは下記①～③を全て満たす被保険者

- ① 世帯主、本人又は本人以外の被保険者である世帯員が、青色事業専従者給与を支払っている、又は年金収入（65歳以上の者の課税対象となる年金に限る）が120万円を超える青色申告者である
- ② 本人が、後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者でなかった
- ③ 所得を再計算した結果、均等割の軽減区分が変更となる

2 保険料（税）修正額

(1) 後期高齢者医療保険料

調査中（誤りの可能性がある被保険者11人）

(2) 国民健康保険税

減額更正 423,100円（8人）

※5年間遡及して還付。還付額は予算内なので補正不要。

増額更正 0円

※法令上3年間遡及賦課が可能だが、賦課する側の理由による更正の場合、過年度賦課は行わない固定資産税の扱いに準じ、現年分以降対応。

3 今後の対応

3月中旬 国保税の更正対象者へ通知発送

4月上旬 後期保険料の抽出対象者（11人）の所得把握、軽減判定調査

4月中旬 後期保険料の更正対象者に通知発送

4 再発防止について

後期高齢者医療保険料については、制度創設時の標準システムの設定誤りが原因だが、今後システム改修が行われる（平成31年4月予定）。改修完了までの期間は、国から配布される計算ツールを用いて正確な算出・賦課を行う。

国民健康保険税については、市町村ごとのシステムで算定しており、システム改修を検討している。改修までの期間は該当者の抽出をシステムで行った後、委託業者から配布される計算ツールを用いて、正確な算出・賦課を行う。

現在生じている現象について（過小賦課の場合）

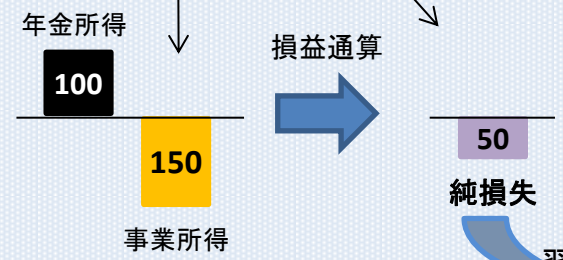
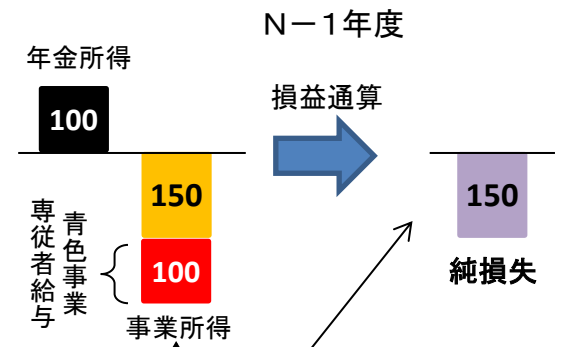
- 軽減判定を行う所得を計算する上では、純損失の金額は税法のルールとは異なるルールを用いる必要がある。
- 標準システムでは、軽減判定用の純損失の金額ではなく、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」を使用した。

青色事業を行う世帯主と後期高齢者医療の被保険者(青色事業専従者給与のみ)の世帯の例

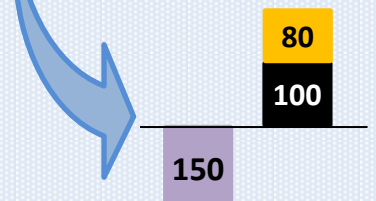
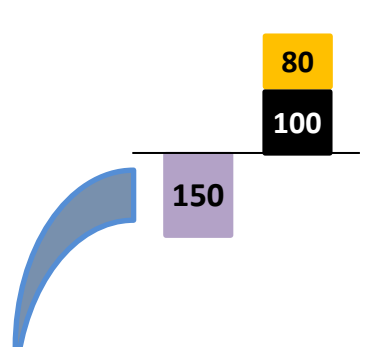
(数値は万円)

税法上の計算

軽減判定上の計算



青色専従者給与※などの取扱いが異なるため、純損失額が異なる。



N年度に青色事業専従者給与が発生せず、事業所得もプラスとなっているケース。年金所得100、事業所得80から、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」は150となる。

軽減判定上の所得

30

誤って

8.5割軽減

と判定

軽減判定上の所得

130

正しくは

軽減なし

となる

翌年度へ繰越

※ 青色専従者給与は、世帯内での金銭の移動に過ぎず、世帯全体としての負担能力に変化はないため、保険料の軽減判定の上では必要経費として扱わない。

現在生じている現象について（過大賦課の場合）

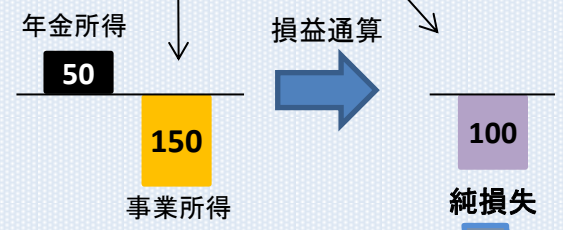
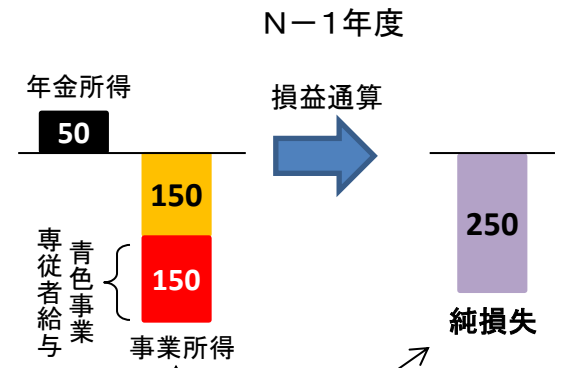
- 軽減判定を行う所得を計算する上では、純損失の金額は税法のルールとは異なるルールを用いる必要がある。
- 標準システムでは、軽減判定用の純損失の金額ではなく、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」を使用した。

（数値は万円）

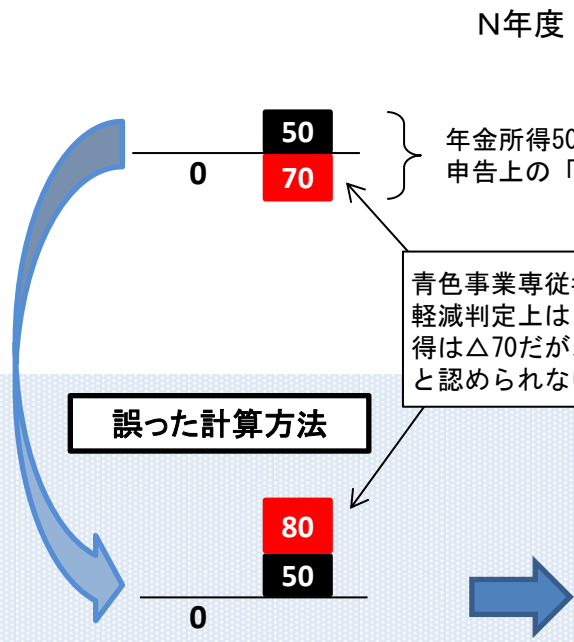
青色事業を行う世帯主と後期高齢者医療の被保険者（青色事業専従者給与のみ）の世帯の例

税法上の計算

軽減判定上の計算



青色専従者給与※などの取扱いが異なるため、純損失額が異なる。



年金所得50、事業所得△70から、純損失△20が発生。確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」は0となる。

青色事業専従者給与がある場合、事業所得が税法上はマイナスとなり、軽減判定上はプラスとなる場合がある。この例では、税法上の事業所得は△70だが、軽減判定上の計算では青色事業専従者給与が必要経費と認められないため、事業所得は+80となっている。

誤った計算方法

正しい計算方法

確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」を使用

軽減判定上の繰越純損失額を使用

翌年度へ繰越

軽減判定上の所得

誤って

軽減なし

と判定

正しくは

8.5割軽減

となる

※ 青色専従者給与は、世帯内での金銭の移動に過ぎず、世帯全体としての負担能力に変化はないため、保険料の軽減判定の上では必要経費として扱わない。